平成２３年（フ）第７４０号
埼玉県春日部市中央３丁目18番11号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市緑町４丁目８番22号
破産者　濱島恵津子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣622番地25、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣614番地32
破産者　早川貴美代
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
埼玉県越谷市神明町１丁目74番地13、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2962番地14
破産者　阿部　勇二
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
埼玉県越谷市北越谷３丁目９番15号　サンネスト越谷205号
破産者　佐藤　公二
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
埼玉県草加市原町２丁目３番12―22号、旧住所埼玉県越谷市南越谷１丁目６番62号　コーポ南越谷Ｃ―205
破産者　鈴木　晴美
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
新潟市西区寺尾上６丁目17番27号、前住所新潟市西区坂井砂山４丁目17番17号　ヒルタウンなかよし３号棟311号
破産者　田村　光康
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県加古郡稲美町印南327番地の33、住民票上の住所兵庫県明石市貴崎２丁目１番３号
破産者　長野組こと　長野　史朗
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８０７号
福岡市中央区舞鶴３丁目３番13―902号
破産者　濱口　清貴
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６号
群馬県太田市成塚町1167番地３　やすらぎ成塚ハイツ202号
破産者　栗田　英俊
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４３０号
横浜市南区万世町１丁目18番地１　グランドガーラ横濱万世町1013、開始決定時の住所横浜市栄区庄戸３丁目13番12号
破産者　徳武　　聡
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１号
横浜市戸塚区上倉田町259番地　８棟203号
破産者　城所　典代
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７３号
神奈川県平塚市袖ヶ浜１―12　介護老人保健施設　湘南シルバーガーデン、住民票上の住所神奈川県平塚市錦町15番17号
破産者　城所八千代
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２７号
新潟県長岡市住吉２丁目３番15号、開始決定時の住所新潟県長岡市高畑町637番地２
破産者　杵渕　藤己
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
新潟県小千谷市片貝町10235番地２片貝町団地住宅131号
破産者　高野和香奈
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
新潟県上越市浦川原区釜淵328番地
破産者　竹内　圭一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１６号
愛知県豊田市中根町西山８番地70
破産者　前田　眞一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
熊本市中央区帯山４丁目29番25号　カーサ帯山Ａ棟201号
破産者　濱野　哲也
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係